

## 聴講生規程

制定 平成19年11月28日

最終改正 平成30年11月28日

(趣旨)

第1条 この規程は岐阜市立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第51条の規定に基づき聴講生について必要な事項を定めるものとする。

(受講資格)

第2条 聴講生として受講することができる者は、学則第10条の各号に定めたものとする。

(聴講の範囲)

第3条 聴講を申請できる授業科目は、通常の授業に支障がないと認めた科目に限る。

(受講申込)

第4条 聴講を希望する者は、前期科目は2月末、後期科目は8月末までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 聴講願（様式第1号）
- (2) 公的機関発行の本人及び住所が確認できるものの写し（顔写真のあるものは1点、顔写真のないものは2点）
- (3) 健康問診票（様式第2号）
- (4) 履歴書（様式第3号）
- (5) 最終学歴校の卒業（修了）等証明書
- (6) その他学長が必要と認める書類

(聴講料)

第5条 聴講料は、1科目5,000円とし、聴講許可の通知を受けた者は、所定の期日までにこれを前納しなければならない。聴講料を納付しない場合は、聴講許可を取り消すものとする。

2 実習費は、必要に応じて徴収する。

3 既納の聴講料、実習費等は返還しない。

(単位認定)

第6条 聴講生に対しては単位を認定しない。

(学則等の遵守)

第7条 聴講生は、本学の学則及びその他諸規程等を遵守しなければならない。

(修了証)

第8条 聴講が修了した者には、修了証を与える。

(学則等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、学則、その他諸規程等の学生に関する規定は、聴

講生にこれを準用する。

(その他)

第10条 この規程の定めるもののほか、必要事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月28日から施行する。